

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月 31日	当会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月 31日
II 財務収支		
借入金による収入	5,257	3,930
借入金の返済による支出	△ 9,100	△ 10,283
利息の支払額	△ 6,579	△ 6,220
財務収支	△ 10,422	△ 12,573
本年度収支	16,199	10,259
資金への繰入（決算処理によるもの）	△ 3,498	△ 2,063
翌年度歳入繰入	12,700	8,196
資金本年度末残高	3,956	5,563
本年度末現金預金残高	16,656	13,759

注記

1. 重要な会計方針

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

年度末における医薬品、食糧品の取得原価を先入先出法により算出している。

② 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産のうち、国有財産については定率法により減価償却を行っている。
また、物品については定額法により減価償却を行っている。

③ 貸倒引当金の計上基準、計算方法

未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については、履行期限到来後5年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。

④ 賞与引当金の計上基準、計算方法

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 翌年度期末手当当初予算額×6月支給割合／年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当当初予算額×6月支給割合／年間支給割合×4/6

⑤ 退職給付引当金の計上基準、計算方法

退職金及び遺族補償年金について引当金を計上している。

i 退職金

職員の退職金の支払に備えるため、期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

経験年数階層毎職員数×平均俸給月額×退職手当支給率

ii 遺族補償年金

年度末時点において当該年金支給対象者が存するため下記の計算方法により、将来給付見込額の現在価値額を算出している。

支給率(注1)×平均給与(注2)×割引率(注3)の額を平成12年度完全生命表の余命まで生存したと仮定し算出

注1) 国家公務員災害補償法の規定による。

注2) 平成11年財政再計算による賃金上昇率を使用(2.5%)

注3) 平成11年財政再計算による割引率を使用(4%)

<重要な会計方針の変更>

従来、整理資源に係る退職給付引当金繰入額については、退職給付引当金の前年度末残高と当年度末残高との差額を計上していたが、本年度より、退職給付支給時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額補充を退職給付引当金繰入額とすることとした。

この変更は、退職給付引当金繰入額の算定方法が差額補充法に統一されたことによるものである。

この変更により、前年度の退職給付引当金繰入額が 2,579 百万円増加し、人件費が同額減少している。

⑥ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- i 国立高度専門医療センター特別会計（以下「法」という。）は、平成 16 年度改正の特別会計であり、国立がんセンター（中央及び東病院）、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立精神・神経センター（武蔵及び国府台病院）及び国立長寿医療センターで構成されている。従って、本財務書類には、上記国立高度専門医療センターの決算額を計上している。
- ii 歳入：（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出：（目）国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入については、一括で会計されているため各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、それぞれ国立高度専門医療センターに対する割合を算出し乗じた金額を決算額として計上している。
- iii 民間病院等と比較すると、医業費用の減価償却費には研究所、看護大学校等の収益を生まない事業にかかる減価償却費も計上しているため、損失額が多大となっている。

2. 偶発債務

係争中の訴訟 17 件（別紙参照）

3. 翌年度以降支出予定額

- ① 歳出予算の繰越債務負担額 4,139 百万円
- ② 国庫債務負担行為による負担額（財政法第 15 条第 1 項） 4,245 百万円

4. 追加情報

① 出納整理期間

当特別会計において、歳入金の収納期限及び歳出金の支出、支払期限は、予算決算及び会計令第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき翌年度の 4 月 30 日であり、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 貸倒引当金を計上している債権のうち、徵収の可能性について重要と認められるもの

債 権 名 病院等療養費債権
金 額 174 百万円

懸念の内容 発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として、「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。

③ 財政法第44条の資金

資金名：積立金

根拠法令：国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項

内容：この会計において、毎会計年度決算上剩余金を生じたときは、これをこの会計の積立金として積み立てなければならない。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

④ 各財務書類における表示科目の説明

＜貸借対照表＞

- ・「現金預金」には、当該年度末の決算上の剩余金と繰越金額（積立金）の合計を計上している。
- ・「たな卸資産」には、年度末における医薬品、食糧品の取得原価を先入先出法により算出した額を計上している。
- ・「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険料を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については、履行期限到来後5年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。
- ・「有形固定資産」には、国有財産及び物品の合計額を計上している。
- ・「国有財産」には、台帳価格から減価償却費相当額を控除した建物、工作物の価格及び土地、立木竹の台帳価格並びに建設仮勘定の価格を計上している。
- ・「土地」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている土地の台帳価格を計上している。
- ・「立木竹」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている立木竹の台帳価格を計上している。
- ・「建物」には、定率法により国有財産台帳に記載されている建物の価格から、当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・「工作物」には、定率法により国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、繰越工事等に係る不動産の当該年度の支払額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格50万円以上の機械器具等の重要物品について、定額法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・「無形固定資産」には電話加入権を計上している。
- ・「未払金」には、当該年度末における児童手当、公務災害補償費、消費税等の未払い額を計上している。
- ・「未払費用」には、借入金にかかる未払利子分を計上している。
- ・「賞与引当金」には、期末手当及び勤勉手当のうち、当該年度に帰属する引当金を計上している。
- ・「借入金」には、施設の整備財源として財政融資資金から借り入れる額を計上している。
【法第9条第1項】
- ・「他会計繰戻未済金」には、産業投資特別会計からの繰入金で繰り戻すことが規

定されている額を計上している。

- ・「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給負担金及び整理資源に係る引当金を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管替等を加減した額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「人件費」には、職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給負担金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月の期末手当及び勤勉手当にかかる引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「医薬品費」には、医薬品の消費量で帳簿価格を計上している。
- ・「食糧費」には、患者用食糧の消費量で帳簿価格を計上している。
- ・「その他の経費」には、旅費、諸謝金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため、及び特別会計の恩給負担金のうち当該年度に帰属する額を計上している。

【特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルコトニ關スル法律】

【退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律】

- ・「医療技術開発等研究費」には、受託研究の実施にかかる経費を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しており、主なものとして、がん研究助成金、循環器病研究委託費等を計上している。
- ・「庁費等」には、庁費及び土地建物借料等を計上している。
- ・「減価償却費」には、建物、工作物及び物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「支払利息」には、借入金に係る利子を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、本年度に繰り入れた額を計上している。
- ・「雑損」には、無償で物を払い出したとき（所属替払、管理換払、そう失、取りこわし、廃棄処分等）及び誤謬訂正で減少したときの帳簿価格、貸倒引当金をもって処理することのできない未収金の償却額及び他の科目に属さない損失を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、平成14年度末における資産と負債の差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・「財源」には、自己収入及び他会計からの受入額を計上している。
- ・「自己収入」には、診療収入、医療技術開発等研究収入、利子収入、雑収入及び雑益の合計を計上している。
- ・「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入の合計を計上している。
- ・「入院患者収入」には、入院患者の入院料、その他診療に伴う収入及び文書料収入を計上している。

- ・「外来患者収入」には、外来患者の診療に伴う収入、委託又は法令の規定により健康診断を行った場合の収入及び文書料収入を計上している。
- ・「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附隨する間接経費を計上している。
- ・「運用益」には、積立金を財政融資資金に預託しており、その預託金運用に係る利子収入を計上している。
【法第17条】
- ・「その他の財源」には、検査及び使用料収入、公務員宿舎貸付料収入等及び無償で物を受入れたとき（寄付、所属替受、管理換受等）、誤謬訂正で増加したときの帳簿価格及び他の科目に属さない利益の額を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、他会計からの受入額を計上している。【法第19条】
- ・「一般会計からの受入」には、一般会計からの受入額を計上している。【〃】
- ・「無償所管換等」には、効率的な利用を図る等の目的で無償所管換により受入れた財産と譲渡した財産との差額を計上している。

＜区分別収支計算書＞

- ・「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入を計上している。
- ・「看護師養成所収入」には、国立看護大学校における授業料等の収入を計上している。
- ・「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附隨する間接経費を計上している。
- ・「運用収入」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、公務員宿舎貸付料、建物及物件貸付料等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、一般会計からの受入額を計上している。
【法第19条】
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、施設の整備に要する経費の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第6項の規定による受入額を計上している。
- ・「資金からの受入」には、経営費及び施設整備費の財源として積立金より受け入れられる額を計上している。
【法第16条第2項】
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金のうち施設整備費等の翌年度への繰越額の受入額を計上している。
【法第16条第1項】
- ・「人件費」には、職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「医薬品費」には、医薬品の購入に係る支出を計上している。
- ・「食糧費」には、患者用食糧の購入に係る支出を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しており、主なものとして、がん研究助成金、循環器病研究委託費等を計上している。
- ・「医療技術開発等研究費」には、受託研究の実施に係る経費を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため、及び特別会計の恩給負担金を計上している。

【特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルコトニ関スル法律】

【退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律】

- ・「庁費等の支出」には、庁費及び土地建物借料等を計上している。
- ・「その他の支出」には、旅費及び諸謝金等を計上している。

- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、建物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、建設途中であるが、部分払い等により支払った金額を計上している。
- ・「借入金による収入」には、施設の整備財源として財政融資資金からの借入れによる収入額を計上している。【法第9条】
- ・「借入金の返済による支出」には、国債整理基金特別会計への繰入による借入金の返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、国債整理基金特別会計への繰入のうち、借入金に係る支払利息を計上している。

④-2 特別会計固有の表示科目の内容

i 基金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第3条に基づき、当特別会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもって基金としており、同法第15条第1項及び第2項の規定により毎会計年度の損益計算上の利益（損失）を、組入れ（減額し）て整理している。

ii 積立金

当特別会計においては、法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金（翌年度への繰越額に相当する金額を除く。）を積み立てており、その金額を積立金として計上している。

また、法第17条により積立金を財政融資資金に預託しており、預託金運用に係る利子収入が生じ預託金利子収入として歳入へ受け入れている。

④-3 「他会計からの受入」及び「他会計への繰入」の内容

i 「他会計からの受入」

- ・一般会計より受入
　　国立高度専門医療センターの経費に充てている。

ii 「他会計への繰入」

- ・一般会計へ繰入

「特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ關スル法律」及び「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律」に基づき、当特別会計において負担すべき金額を一般会計へ繰入れている。

⑤ 単位未満の計数切り捨て

i 金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。また、100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

偶発債務(係争中の訴訟集計表)

(単位:百万円)

名称等(訴訟名等)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
脾頭十二指腸切除術後縫合不全発生死亡訴訟	131	東京地裁平成12年(ワ)第13920号 東京高裁平成15年(ネ)第1281号	平成12年7月7日提訴 平成15年1月31日勝訴控訴
PTCA時死亡訴訟	105	東京地裁平成12年(ワ)第20918号 東京高裁平成16年(ネ)	平成12年10月6日提訴 平成16年1月26日勝訴控訴
食道潰瘍摘出術後難治性胸痛発生訴訟	50	東京地裁平成14年(ワ)第2297号 東京高裁平成16年(ネ)第1050号	平成14年2月8日提訴 平成16年1月30日勝訴控訴
気管切開後呼吸管理中低酸素脳症発生訴訟	258	東京地裁平成14年(ワ)第6652号	平成14年3月29日提訴
看護師過労死訴訟	140	大阪地裁平成14年(ワ)第7614号	平成14年7月31日提訴
舌癌再発下顎全摘術後身体障害発生訴訟	810	甲府地裁平成14年(ワ)第312号	平成14年8月19日提訴
胚細胞腫開頭術後左半身麻痺発生訴訟	93	東京地裁平成14年(ワ)第18495号	平成14年8月26日提訴
セクハラ行為に対する懲戒停職処分に対し、その取消を求めるもの	—	さいたま地裁平成14年(行ウ)第57号	平成14年12月27日提訴
急性骨髓性白血病に対する経過観察に過失があるとして、遺族が損害賠償を求めるもの	24	東京地裁平成14年(ワ)第22232号	平成15年2月21日訴訟告知
人工透析用カテーテル挿入時にカテーテル先端部が下腿静脈を損傷させたことにより死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの	30	大阪地裁平成15年(ワ)第2760号	平成15年3月24日提訴
脳動静脈奇形の治療の際の過失により後遺障害が発生したとして、患者が損害賠償を求めているもの	150	大阪地裁平成15年(ワ)第4492号	平成15年5月9日提訴
大動脈弁置換術後にMRSAに罹患させられたとして、患者が損害賠償を求めているもの	47	大阪地裁平成15年(ワ)第8623号	平成15年8月21日提訴
下垂体腫瘍摘出手術の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの	56	東京地裁平成15年(ワ)第22368号	平成15年9月30日提訴
血球貧食症候群患児に対する治療の際の過失により死亡したとして、患児の遺族が損害賠償を求めているもの	111	東京地裁平成15年(ワ)第24155号	平成15年10月22日提訴
肝細胞がんの治療の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの	9	東京地裁平成15年(ワ)第27621号	平成15年12月2日提訴
診察時に医師から左耳を殴打されたとして損害賠償を求めているもの	8	東京地裁平成15年(ワ)第16266号	平成15年7月16日提訴
イレウスの治療の際の過失により、病状が悪化したとして、患者が損害賠償を求めているもの	38	東京地裁平成15年(ワ)第28484号	平成15年12月12日提訴
合計	2,067		

(注1)名称等欄は事件の通称名を記載している。

(注2)金額欄は、平成15年度末時点において考えられる金額(金額が不明な場合は「—」)。

(注3)事件番号毎に記入している。

附 屬 明 細 書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1)資産項目の明細

①たな卸資産の明細

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	(単位:百万円)	
					本年度末残高	
医薬品	285	13,997	14,043	-	238	
食料品	32	938	942	-	27	
合計	317	14,935	14,986	-	266	

②未収金の明細

(単位:百万円)

内 容	相 手 先	本 年 度 末 残 高
診療収入	個人	12,132
雑収入	個人	5
合計		12,137

③固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
【行政財産】						
(有形固定資産)						
国 有 財 産 (公用用財産を除く)						
土 地	137,183	410	103	-	-	137,491
立 木 竹	277	26	18	-	-	285
建 物	99,394	1,658	192	4,826	-	96,033
工 作 物	77,610	1,825	505	7,177	-	71,752
小 計	314,466	3,920	820	12,003	-	305,562
【普通財産】						
(有形固定資産)						
国 有 財 産 (公用用財産を除く)						
土 地	4,726	914	0	-	-	5,640
立 木 竹	0	0	0	-	-	0
工 作 物	88	0	0	12	-	75
小 計	4,814	914	0	12	-	5,716
建設仮勘定	7,119	4,969	969	-	-	11,119
物 品	32,533	5,296	1,318	7,386	-	29,125
(無形固定資産)						
電話加入権等	36	1	-	-	-	38

(2)負債項目の明細

①未払金の明細

(単位:百万円)

内 容	相 手 先	本 年 度 末 残 高
児童手当	個人	4
公務災害補償費	個人	1
未払消費税	国	35
恩給負担金	国	2
合計		43

②借入金の明細

(単位:百万円)

借 入 先	前 年 度 末 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	本 年 度 末 残 高
財政融資資金	203,712	3,930	10,283	197,360

③他会計繰戻未済金の明細

(単位：百万円)

繰 戻 先	前 年 度 末 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	本 年 度 末 残 高
産業投資特別会計	9,860	0	0	9,860

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1)委託費の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連 結 対 象 の 有 無
委 託 費	個人	3,931	がん、循環器病等に 関する研究委託	無

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)雑収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金額	備考
雑 収 入	雑収入	464	
雑 益	雑益	303	
合 計		768	

(2)財産の無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額	資 产 等 の 内 容	所 管 换 等 の 理 由	備 考
財産の無償所管換等(受)	国立病院横浜医療センター	298	土地	効率的な利用を図るため	
	国立病院東京医療センター	420	土地	適正な管理を図るため	
	関東信越厚生局	370	土地	適正な管理を図るため	
	国立病院横浜医療センター	0	立木竹	効率的な利用を図るため	
	関東信越厚生局	0	立木竹	適正な管理を図るため	
	国立病院横浜医療センター	2	工作物	効率的な利用を図るため	
財産の無償所管換等(渡)	国立病院東京医療センター	77	建物	宿舎口座の整理のため	
	国立相模原病院	22	建物	宿舎口座の整理のため	
	国立病院東京医療センター	26	工作物	宿舎口座の整理のため	
	国立相模原病院	8	工作物	宿舎口座の整理のため	
	国立病院東京医療センター	5	物品	物品の効率的使用のため	
	国立栃木病院	0	物品	物品の効率的使用のため	
	国立西埼玉中央病院	0	物品	物品の効率的使用のため	
	国立水戸病院	0	物品	物品の効率的使用のため	
	国立長野病院	2	物品	物品の効率的使用のため	
財産の交換差額		946			

4. 区別別収支計算書の内容に関する明細

(1)その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金額	備考
雑 収 入	雑収入	261	

(2)資金の明細

(単位：百万円)

資 金 名	前 年 度 末 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	本 年 度 末 残 高
積 立 金	3,956	2,063	456	5,563